



## 学校経営方針【資料】

中野区立中野第一小学校長 戸崎 晃

### 【教育基本法】

#### 教育の目標（第2条）

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな心身を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### 学校教育（第6条2）

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者的心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### 家庭教育（第10条）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### 【中野区教育大綱】（平成29年3月 中野区長策定）

#### ➤ 中野の教育がめざす人物像

- ・自らの力で道を切り拓く、進取の気概を持った人
- ・多様な人間性を認め合い、思いやりにあふれる人
- ・公徳心に富み、社会に役立つ人
- ・家族、わがまち、そして自らの祖国を愛する人

#### ➤ 中野の教育のありかた

- ◆未来を拓く力を育む教育
- ◆多様性を理解し、自他を認め合う社会を目指す教育
- ◆主体的な健康づくり・スポーツ実践に結びつく教育
- ◆社会を築く力を育む教育
- ◆確固とした価値観を育む教育

## 【 中野区教育ビジョン(第3次) 】 中野区教育委員会 平成29年5月

### ➤ 教育理念

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身に付けている
- ◆一人ひとりが自立し、地域社会の一員として、生きがいをもって生活をしている

### ➤ 目指す人物像

- ◆自らの力で道を切り拓く、進取の気概を持った人
- ◆多様な人間性を認め合い、思いやりにあふれる人
- ◆公徳心に富み、社会に役立つ人
- ◆家族、わがまち、そして自らの祖国を愛する人

### ➤ 教育理念を実現するための視点

- ①「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育
- ②自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育
- ③一人ひとりを大切にする教育
- ④幼児期からの連続した教育
- ⑤家庭・地域・学校の連携による教育

## 【 中野区子どもの権利に関する条例 】 令和4年3月28日

子どもは、権利の主体であり、一人ひとりの人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全の人は、生まれながらにして幸せに生きるために権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあつてはなりません。

今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守もり、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあつたら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのつとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

## (基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- (3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

## (家庭における権利の保障)

第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

- (1) 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。
  - (2) 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。
- 2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めるここと等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。
- 3 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

## (育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障)

第11条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

- (1) 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。
  - (2) 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされること。
  - (3) いじめや体罰を受けないこと。
  - (4) その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、または正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。
- 2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。
- (1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。
  - (2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。
  - (3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。
- 3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

## 【 令和5年度中野区立学校教育における学校教育の指導目標 】

### I 指導目標

2020年から続く新型コロナウイルス感染拡大が社会に与える影響を受け、不安や悩みを抱える児童・生徒が今後も増加し続けることが懸念され、子どもたちへの支援は喫緊の課題である。

このような中、これから社会を生きていく子どもたちには、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越えていく力を身に付けさせる必要があり、このことは「中野区子どもの権利に関する条例」の

考えとも一致している。

そこで中野区立幼稚園及び小・中学校（以下「学校」と表記する。）では、子どもたちの安全・安心を守るとともに、「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区教育委員会の教育理念のもと、豊かな心、確かな学力、健やかな体からなる「生きる力」をバランスよく育む教育を推進する。

## II 基本方針

### I 生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実

「中野区子どもの権利に関する条例」の理念の下、学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育てる。

- (1) 生命の大切さや尊さ、生きることのすばらしさを理解し、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、一人ひとりのよさや多様性を認め、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる。
- (2) 児童・生徒が「子どもの権利」について知り、意見や考え、思いを表明することができる取組を推進することで、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した教育の充実に努める。
- (3) 性別、人種の違い等に関する偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にする心を育て、主体的に社会に関与する態度を育てる。
- (4) 一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障害のある幼児・児童・生徒等への理解を深め、共に学び合い生活する中で、共生社会の基盤となる資質や態度を育てる。

### 2 生きる力を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通して、家庭や地域と連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育む。

- (1) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育を一層充実させる。
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びのそれぞれを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、一人ひとりの資質・能力が確実に育成できる教育を実現する。
- (3) 体育・健康に関する指導を一層推進し、体力向上や自ら健康を保持増進する意識・実践力を育てるとともに、心と体の健康づくりに主体的に励む態度を育てる。
- (4) 幼児期から小・中学校までの15年間の発達・成長を見据えて、幼稚園・保育施設等、小学校及び中学校が教育内容や指導方法等について相互に理解を深めるとともに、幼児・児童・生徒の交流等の機会を充実させながら学校段階間の円滑なカリキュラムの接続を図る。
- (5) 多文化共生社会の一員として必要な国際感覚、やさしさや思いやりの心、公徳心、正義感などを養い、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていくこうとする態度・能力を育成する。
- (6) カリキュラム・マネジメントを推進することで、社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校教育に関する様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上図る。

## III 令和5年度の重点

### I 豊かな心を育む教育の充実

発達の段階に応じて人権教育及び道徳教育を一層充実させ、自他の生命を相互に尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりに努める。

### 2 安心して学ぶことのできる学校生活の実現

子どもたちの不安や悩みに寄り添い、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による組織的な相談体制を充実させるとともに、学校が子どもたちが安心して過ごせる環境（居場所）づくりを推進する。また、さ

さまざまな理由で学校に通うことのできない児童・生徒に対しては、オンライン等を十分に活用した学習保障や相談体制を構築するなど、すべての子どもたちが安心して生活できるよう努める。

### 3 いじめに対する組織的対応の強化

いじめの未然防止に向けて道徳教育の充実や体験活動の一層の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな指導を徹底し、いじめの早期発見・早期対応を継続的・組織的に行う。また、可視性が難しいネットいじめは、早期発見が困難な状況にある。情報モラル教育の充実を図るとともに家庭に対する相談窓口等に関する情報提供や啓発をより一層強化し、SOSの出し方に関する教育の充実を図る。

きるよう努める。

### 4 補充的な学習と発展的な学習の強化

児童・生徒の主体的に学習に取り組む態度の定着につなげられるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含めた学習内容を確実に身に付けさせる。また、児童・生徒の一人ひとりの学習の状況に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる。教科担任制を小学校高学年から段階的に実施することにより授業の質の向上に努めるなど、個に応じた指導の充実を図る。

### 5 一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の実現

一人一台端末を最大限に活用して、一人ひとりの児童・生徒の学習状況に合わせた指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通した「協働的な学び」のそれぞれを充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒の力を最大限に引き出す教育を実現する。

### 6 情報活用能力の育成

情報活用能力について教科等横断的な視点での授業改善を行い、「令和の日本型学校教育」の実現に向けて必要なICT機器の基本的な操作や情報活用、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ等に関する資質・能力を育成する。

### 7 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させるとともに、児童・生徒が発達の段階に合わせた健康に関する知識を身に付け、必要な情報を正しく選択し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

### 8 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向けて、全ての学級においてユニバーサルデザインや合理的配慮が提供された学級経営・授業づくりを実践し、障害の有無にかかわらず児童・生徒が共に学ぶことができる活動等の充実を図り、誰もが互いに尊重し支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成に努める。

### 9 15年間の学びの連続性の確保

「中野区の保幼小中連携教育」の計画に基づき、これまで取り組んできた、公私を越えた保幼小連携や、各中学校区における小中連携を一層充実させ、幼児・児童・生徒の交流や教員の相互理解を促進するとともに、各中学校区での課題解決に向け保幼小中の学びの連続性に着目したカリキュラムの連携研究を推進していく。各校においては、各学校段階における発達の段階や学びの連続性を踏まえた系統的な教育課程を編成し、意図的・計画的・具体的な教育活動を展開する。

### 10 多文化共生社会で活躍する人材の育成

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図る

ことができるよう、小学校・中学校間の接続を意識した積極的な授業改善に努める。また外部人材の活用や異文化体験活動の促進等により意欲の向上を図り、多文化共生が進んだ社会の様々な場面で必要となる外国語によるコミュニケーション能力の向上に努める。

## II 社会に開かれた教育課程の実現

幼児・児童・生徒や学校、地域の実態に応じて、家庭・地域をはじめ学校を取り巻く社会と目標を共有し、これまで培ってきた教育活動を継続・発展させた創意工夫のある教育課程を編成する。新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域資源の活用や外部機関と連携・協働した学習内容を展開するなど、社会に開かれた特色ある教育活動を推進する。

### 【 学校名に込められた思い 】(平成31(2019)年4月1日統合により開校)

- (1) 「一」は、すべての始まりである。桃園小学校と向台小学校の統合新校である中野第一小学校がここから始まり、歴史を積み重ねていって欲しいという願いを込めた。
- (2) 「一」には、物事を一つにする・まとめるという意味がある。二つの学校を支える地域が一つになり、力を合わせて欲しいという願いを込めた。
- (3) 「一」に、オンリーワン・ナンバーワンに成長して欲しいという思いを込めた。子どもたち一人一人が中野から世界に羽ばたき活躍して欲しい。

### 【 学校に求められる価値 】

学校は教育活動を行う場であり、学校の中心はもちろん子供である。と同時に、学校に関わる保護者、地域の方、教職員の思いを実現する場でもある。それぞれが学校にどんなことを求めるのか、どんな価値を見出そうとするのかを明確にして教育活動を行うことが、学校・保護者・地域が一体となって子供の健やかな成長を実現する上で必要であると考える。

#### ● 子供が求めるもの

- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| (1) 楽しさ | 人とかかわる／つながりを深める／新しいことを知る／力を發揮する／知識欲 |
| (2) 嬉しさ | できる わかる／わかってもらえる／ほめてもらえる／友達が増える     |
| (3) 安心  | 居場所がある／認めてもらえる／仲良く過ごせる／自尊感情／互いに尊重する |
| (4) 達成感 | やり遂げた／協力できた／自分の成長を感じる／自己肯定感         |
| (5) 将来像 | 目標・憧れの上級生の姿／尊敬できる先生・大人／自己の未来像       |

#### ● 保護者が求めるもの

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 安心   | 友達と仲良くしている／楽しく通っている／安全である／健康である    |
| (2) 子の成長 | 学力の定着・向上／生活習慣／規律／規範意識／自己表現／社会性     |
| (3) 信頼   | 先生が子供を理解している／相談できる／対応してくれる／連絡してくれる |
| (4) 自己実現 | 自分の活動が子供・学校の役に立った／子供のための家庭教育の改善    |
| (5) 協働   | 保護者・地域とのつながりの増加／学校・保護者・地域の同方向の教育支援 |

## ● 地域が求めるもの

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 児童の成長 | 礼儀／社会性／楽しそうな姿・笑顔／伝統を受け継ぐ心／地域を愛する心   |
| (2) かかわり  | 児童との交流・見守り・導き／他者との出会い・交流の深まり        |
| (3) 地域の中核 | 地域をつなぐ場／活気／まつり／スポーツ大会／避難所／我が学校／地域活性 |
| (4) 自己実現  | 自分の活動が子供・学校の役に立った／生きがい              |
| (5) 活用の場  | 体育館開放／校庭開放／施設利用／植物・自然・やすらぎ          |

## ● 教職員が求めるもの

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 児童の成長 | 学力の定着・向上／生活習慣／規律／規範意識／自己表現／自己決定／社会性   |
| (2) 自己実現  | 挑戦・実践・生きる企画／自己有用感／児童の成長／教育指導効果／運営参画   |
| (3) 資質向上  | 指導力向上／研究・研修／児童理解の深化／適切・有効な対応／分掌       |
| (4) 職場環境  | 安心／相互理解・信頼／語り合い・認め合う／学び合い／新しい取組・チャレンジ |
| (5) 協働    | 保護者・地域との相互理解／同じ方向性／連携・信頼／地域力の活用       |

## ● 二つの伝統

### ○ 桃園小学校「五つの教え」

- 「感恩」 相手から受けた恩をありがたいと思うこと
- 「誠実」 言動に嘘やいつわりがなく正しいことができること
- 「自立」 自分の力で物事をやっていくこと
- 「沈着」 常に落ち着いて行動ができること
- 「規律」 規則正しく、決まりを守っていけること

### ○ 向台小学校「学校教育目標」

平成4年度制定	平成3年度まで
考える子	自分の考えをもって進んで実行する子ども
思いやりのある子	個性を伸ばし、心の豊かな子ども
元気な子	いのちをだいじにし、丈夫な体をつくる子ども
(該当なし)	知ろうとつとめ、ねばり強く学ぶ子ども
(該当なし)	きまりを守り、たがいに生かしあう子ども